

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政
令案 新旧対照条文

○国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）（抄）（第一条関係）	1
○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）（第二条関係）	5
○権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令（平成六年政令第二百五十八号）（抄）（第三条関係）	7
○特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第六十八号）（抄）（附則第二項関係）	8

改正案	現行
<p>（国土調査の指定の公示）</p> <p>第四条 法第五条第五項の規定による公示は、官報により、次に掲げる事項を記載してしなければならない。</p> <p>一 〓四 （略）</p> <p>（国土調査の指定の公表）</p> <p>第五条 法第六条第五項の規定による公表は、都道府県知事が通常用いる公表の方法により、前条各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>（特定計画）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>（都道府県計画）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>（事業計画）</p> <p>第八条 法第六条の三第二項の規定による事業計画は、国土交通省令で定める様式により、次に掲げる事項について定めなければならない。</p>	<p>（国土調査の指定の公示）</p> <p>第四条 法第五条第五項及び第六條第五項の規定による公示は、国土交通大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつてはその通常用いる公示の方法により、次に掲げる事項を記載してしなければならない。</p> <p>一 〓四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（特定計画）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>（都道府県計画）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>（事業計画）</p> <p>第七条 法第六条の三第二項の規定による事業計画は、国土交通省令で定める様式により、次に掲げる事項について定めなければならない。</p>

一〇五 (略)

六 第十四条各号に掲げる作業に要する費用の総額

(事業計画の協議の申出)

第九条 (略)

(事業計画の公表)

第十条 法第六条の三第五項の規定による公表は、都道府県知事が通常用いる公表の方法により、調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間について行うものとする。

(国土調査の実施の公示)

第十一条 法第七条の規定による公示は、国土調査を行う者が国の機関である場合においては官報により、国の機関以外の者である場合においてはその者の通常用いる公示の方法により、次に掲げる事項を記載してしなければならない。

- 一 国土調査として指定された年月日又は事業計画が定められた年月日
- 二〇四 (略)

(国土調査の実施の勧告に係る事業)

第十二条 (略)

(補助金の交付)

一〇五 (略)

六 第十三条各号に掲げる作業に要する費用の総額

(事業計画の協議の申出)

第八条 (略)

(事業計画の公示)

第九条 法第六条の三第五項の規定による公示は、都道府県知事が通常用いる公示の方法により、調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を記載してしなければならない。

(国土調査の実施の公示)

第十条 法第七条の規定による公示は、国土調査を行う者が国の機関である場合においては官報により、国の機関以外の者である場合においてはその者の通常用いる公示の方法により、次に掲げる事項を記載してなければならない。

- 一 国土調査として指定された年月日又は事業計画が公示された年月日
- 二〇四 (略)

(国土調査の実施の勧告に係る事業)

第十一条 (略)

(補助金の交付)

第十三条 (略)

(経費の負担)

第十四条 (略)

(誤差の限度)

第十五条 (略)

(成果の認証)

第十六条 (略)

(成果の認証の場合における国土交通大臣又は国土交通大臣等の承認)

第十七条 (略)

2 前項の承認申請書には、当該成果に係る測量若しくは調査について誤り若しくは第十五条に規定する限度以上の誤差がないことを証する書類又は当該成果の写し一部を添えなければならない。

(成果を認証した旨の公告)

第十八条 (略)

(成果の認証に準ずる指定)

第十九条 (略)

2・3 (略)

第十二条 (略)

(経費の負担)

第十三条 (略)

(誤差の限度)

第十四条 (略)

(成果の認証)

第十五条 (略)

(成果の認証の場合における国土交通大臣又は国土交通大臣等の承認)

第十六条 (略)

2 前項の承認申請書には、当該成果に係る測量若しくは調査について誤り若しくは第十四条に規定する限度以上の誤差がないことを証する書類又は当該成果の写し一部を添えなければならない。

(成果を認証した旨の公告)

第十七条 (略)

(成果の認証に準ずる指定)

第十八条 (略)

2・3 (略)

<p>4 第十七条の規定は、法第十九条第六項の規定により事業所管大臣が国土交通大臣の承認を得る場合について準用する。</p> <p>(成果の認証に準ずる指定をした旨の公告)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>(身分を示す証明書)</p> <p>第二十一条</p> <p>別表第二 基準点の測量の誤差の限度(第十五条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第三 地籍基本三角点、地籍基本多角点及び地籍基本細部点の測量の誤差の限度(第十五条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第四 一筆地測量及び地積測定の誤差の限度(第十五条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第五 証明書の様式(第二十一条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>4 第十六条の規定は、法第十九条第六項の規定により事業所管大臣が国土交通大臣の承認を得る場合について準用する。</p> <p>(成果の認証に準ずる指定をした旨の公告)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>(身分を示す証明書)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>別表第二 基準点の測量の誤差の限度(第十四条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第三 地籍基本三角点、地籍基本多角点及び地籍基本細部点の測量の誤差の限度(第十四条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第四 一筆地測量及び地積測定の誤差の限度(第十四条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第五 証明書の様式(第二十条関係)</p> <p>(略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（法第八条第八号の法令の規定）</p> <p>第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十四条第二項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第二十六条</p> <p>三 七 （略）</p> <p>（閲覧所）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 国土交通大臣の設ける閲覧所においては、許可申請書等（法第十三条（法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する書類をいう。次項において同じ。）で国土交通大臣の許可を受けた建設業者に係るものを公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事の設ける閲覧所においては、次の書類等を公衆の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>（法第八条第八号の法令の規定）</p> <p>第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十四条第二項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第二十七条</p> <p>三 七 （略）</p> <p>（閲覧所）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 国土交通大臣の設ける閲覧所においては、許可申請書等（法第十三条（法第十七条において準用する場合を含む。）次項において同じ。）に規定する書類及び法第二十九条の五第二項に規定する建設業者監督処分簿をいう。次項において同じ。）で国土交通大臣の許可を受けた建設業者に係るものを公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事の設ける閲覧所においては、次の書類等を公衆の閲覧に供しなければならない。</p>

4	<p>一 (略)</p> <p>二 国土交通大臣の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内に営業所を有するものに係る許可申請書等の写しで国土交通大臣から送付を受けたもの</p>
4	<p>一 (略)</p> <p>二 国土交通大臣の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内に営業所を有するものに係る法第十三条に規定する書類の写しで国土交通大臣から送付を受けたもの</p>

○ 権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令（平成六年政令第二百五十八号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		別表（第二条、第三条関係）		
(略)	密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律第三 十六条	(略)	幹線道路の沿道の整 備に関する法律第十 条の四	(略)
(略)	防災街区整備権利移 転等促進計画	(略)	沿道整備権利移転等 促進計画	(略)
(略)	密集市街地における防 災街区の整備の促進に 関する法律第三十七条	(略)	幹線道路の沿道の整備 に関する法律第十条の 五	(略)
現行		別表（第二条、第三条関係）		
(略)	密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律第三 十六条第一項	(略)	幹線道路の沿道の整 備に関する法律第十 条の四第一項	(略)
(略)	防災街区整備権利移 転等促進計画	(略)	沿道整備権利移転等 促進計画	(略)
(略)	密集市街地における防 災街区の整備の促進に 関する法律第三十七条	(略)	幹線道路の沿道の整備 に関する法律第十条の 五	(略)

○ 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 雨水貯留浸透施設に関する工事を河川工事とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十二条第四号七～十（略）</p>	<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 雨水貯留浸透施設に関する工事を河川工事とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条第四号七～十（略）</p>